

「山形県産業科学館」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県産業科学館」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 山形県産業科学館

2 募集期間 令和8年6月12日（金）から令和8年7月17日（金）まで

3 申請団体数 1団体

4 指定管理者として指定した団体

団体名： 山形県産業科学館共同管理者

構成団体

山形県中小企業団体中央会（山形市城南町一丁目1番1号）

特定非営利活動法人環境ネットやまがた（山形市上桜田三丁目2番37号）

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県産業労働部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。 	満たしていなければ「失格」
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。 ・ 現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 	
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。 	
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。 	
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・ 事業内容に偏りがいないか。 	5点
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。 	10点
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上のための取組内容は適切か。 ・ 募集要項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・ 科学及びものづくりの大切さを学ぶ機会の充実が図られる内容となっているか。 ・ 施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 	18点
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の内容（実施回数、箇所等）は、適切な計画となっているか。 ・ 施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。 	10点
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者増加に向けた利用拡大の取組内容は十分か。 ・ 自主事業の企画内容は、利用者の増加を一層図るものか。 ・ 広報計画の内容は適切か。 ・ 具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 	20点
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・ 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。 	5点

IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none">・職員体制（人数、配置体制）は十分か。・責任の所在は明確か。・有資格者、経験者等の配置は十分か。・職員の採用、確保方策は適切か。・職員の育成、研修体制は十分か。・外部委託の実施計画は妥当か。・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	10点
	財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none">・申請者の財務状況は健全か。・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	5点
V その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none">・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	5点
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">・防災対策及び緊急時及び事故発生時（未然防止対策を含む）の対策は妥当か。	4点
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none">・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	2点
	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none">・地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	3点
	県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none">・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	3点
合 計			100点

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- ①エコアクション 21 取得
- ②障がい者雇用
- ③子育て支援
- ④やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧女性の活躍推進
- ⑨協力雇用主としての活動
- ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む。）
- ⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫その他必要と認める施策

7 選定理由

山形県産業労働部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「山形県産業科学館共同管理者」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
 - ・いずれの項目についても、全委員が「○（満たしている）」と評価した。
- 選定基準Ⅱについて
 - ・乳幼児や高齢者、障がい者等、全ての利用者の平等な利用に配慮した取組がなされていると評価された。
- 選定基準Ⅲについて
 - ・管理経費における経済性について、提案額は県が設定した上限額と同額であった。
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法として、専門的な外部団体・教育機関等と連携した様々なイベント開催等の取組がなされていると評価された。
- 選定基準Ⅳについて
 - ・安定的な運営を行うための構成団体の役割分担と職員体制が評価され、経営基盤についても構成団体の財務状況が健全であると評価された。
- 選定基準Ⅴについて
 - ・現状の施設の課題を的確にとらえ、解決しようとする姿勢が評価された。

以上、総合評価による審査の結果、施設の設置目的の効果的な達成及び施設管理の適正かつ確実な実施能力について評価された、山形県産業科学館共同管理者を指定管理者の候補者としてすることが適当であると認められた。

区分	山形県産業科学館共同管理者
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	3.0
選定基準Ⅲ	46.8
選定基準Ⅳ	10.6
選定基準Ⅴ	12.0
合 計	72.4

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

9 指定 令和8年9月県議会の議決を経て、令和8年10月16日に指定管理者として指定した。